

第 36 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 17 日（金）午前 9 時 37 分から 10 時 10 分

2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎		
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎
	3 番	高田 真盛	4 番	黒木 りか
	6 番	中之藺 堅二郎	8 番	福 富久
	9 番	原 雅喜		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	二.	小脇 尚武
ホ.	野里 一則	へ.	崎田 善昭
ト.	原田 晃生		

4. 欠席委員

農業委員	5 番	小山 幸良	7 番	寺内 秀昭
------	-----	-------	-----	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 雨田 俊哉

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 8 年度 第 27 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第 4 号 南種子町農業委員会規則、訓令及び告示における読点の表示を改める規則等の制定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	羽生 義仁
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 議 長 これより、第36回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
 でしょうか。
 （「はい。」の声あり。）
- 議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番 久保
 田力雄委員、11番 牛野進一郎委員を指名します。
- 議 長 日程第2、（議案協議）議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法
 律第19条第3項及び第4項の規定による令和8年度 第27号 農用地利用
 集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
- 議 長 それでは、事務局より、議案第1号の説明をお願いします。
- 事 務 局 資料の2ページをお開きください。
 議案第1号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。
 農用地利用集積等促進計画、（農地中間管理権）賃借権 4件を定めたいの
 で、承認を求めるものです。
 資料の3ページをご覧ください。
 農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
 存続期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間で
 4件で、うち再設定が2件です。
 資料は4・5ページが内訳書です。
 整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・76歳から公益財団法人鹿児
 島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××
 番、地目は畑、面積は●●㎡で甘しょを耕作します。賃借料は年額〇〇円
 の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は6ページに添付してありま
 す。
 整理番号2番、南種子町〇〇××番地、C・72歳から公益財団法人鹿児
 島県地域振興公社を通じ、D・69歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽
 ▽××番、外2筆、地目はすべて畑、面積は合計●●㎡で牧草を耕作しま
 す。賃借料は年額〇〇円の口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は
 7ページに添付してあります。
 整理番号3番、南種子町〇〇××番地、E・68歳から公益財団法人鹿児
 島県地域振興公社を通じ、F・57歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽

▽××番、地目は畑、面積は●●㎡のうち●●㎡でさつまいもを耕作します。賃借料は年額〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は8ページに添付しております。

整理番号4番、南種子町〇〇××番地、G・65歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Hが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は年額〇〇円の口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は9ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(挙手あり)

議 長

はい。2番委員。

2番委員

ちょっとお尋ねしたいんですが、この賃借料のことで、面積が様々なんですが、ちょうど切って〇〇円にするとか、整理番号4番については、●●㎡に対して〇〇円とか、これは地域振興公社が間に入っているとは言え、これはどういうことなんでしょうか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

お答えいたします。賃借料の部分につきましては、それぞれの条件、道が広がったりとか、段差があったりとか、畑の条件によって多少異なります。貸主、借受双方の話し合いの中で賃借料は決定します。以上です。

2番委員

間に地域振興公社が入っていても、これは貸主と借受双方の話し合いの上で賃借料を決定するということですか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

貸借については、地域振興公社を通じて実施します。その中で賃借料についても、地主と借受人の双方で話し合いをして、地域振興公社を通じて設定しているということです。

議 長

それでよろしいですか。

2番委員

はい。分かりました。

議 長

ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第1号の採決を行います。

原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案どおり、承認することに決定しました。

議 長 続きます。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：I 代表者 J、譲受人：Kほか7件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より、議案第2号の説明をお願いします。

事務局 資料の10・11ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転8件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Kです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番 外1筆。地目は田及び畑、地積は2筆合計●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は24ページから添付しております。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目はすべて畑、地積は2筆合計●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は29ページから添付しております。

整理番号4番。譲渡人が、中種子町〇〇××番地 M。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番 外1筆。地目はすべて畑、地積は2筆合計●●㎡です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 34 ページから添付しております。

整理番号 5 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地　〇。

譲受人は、南種子町〇〇××番地　N です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 38 ページから添付しております。

整理番号 6 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地　I。

譲受人は、南種子町〇〇××番地　P です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 42 ページから添付しております。

整理番号 7 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地　Q。

譲受人は、南種子町〇〇××番地　R です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、18 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 46 ページから添付してあります。

整理番号 8 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地　S。

譲受人は、南種子町〇〇××番地　T です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 50 ページから添付しています。

以上の 8 件につきましては 7 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議　　長　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 1 番、4 番、5 番については、地区担当の 6 番委員に、説明をお願いします。

6 番委員　　はい。1 番の I に関しましては以前から名義整理をしたいということで話があり、K さんはこれまでも安定して耕作されているのでよろしいので

はないかと思います。4番・5番は関連がありまして、OさんとMさんは親戚関係にあり、これまでOさんが自身の農地とMさんの農地を合わせてさとうきびを作っていました。農地が遠いということで、Mさんに農地を返し、MさんはNさんに売りたいということで話を進めて、Oさん所有の農地も含めて、Nさんが農地を取得し、さとうきびを作りたいということで今回まとめて所有権移転することになりました。これからも活用してくれると思いますので問題はないものと思います。

議 長 整理番号2番・3番・6番・8番については、地区担当の11番委員に、説明をお願いします。

11番委員 2番・3番・6番については、現地確認をしたところ、現地は耕作されていますので問題はないものと思います。8番については、SさんはIターンで農地を整理したいということで、Tさんは農業開始したいとのことです。

議 長 整理番号7番については、地区担当の2番委員に、説明をお願いします。
2番委員 7番については、これまでQが名義整理をしていたように、手続きしたいということです。現地は若干荒れております。7番のRさんは一昨年にご主人が亡くなってから農地の一部をUさんに貸したりしております。現地はUさんの圃場に囲まれておりますので、これから先管理が難しくなった時は、Uさんに託していきたい意向のようでした。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、採決を行います。
原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）
全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人：Vを議題にします。
それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。
事務局。

事 務 局 資料55ページをお開きください。
議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は1件です。
資料を読み上げます。
整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 V。
土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については、昭和 50 年頃です。

現況としましては、『昭和 50 年以前から耕作されず、山林化状態になっている』とのことです。

参考資料は 56 ページから添付しております。

この件の内容につきましては、利用状況調査の結果から既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断しております。

なお、7 月 10 日の現地調査において会長、農地部長、月・担当委員で確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区担当の 9 番委員、説明をお願いします。

9 番委員 この申請地は周りを山に囲まれた日照の悪いところであったようです。
それで昭和 50 年頃に杉を植栽して、現在は杉山になっています。参考までに射場の管理指定区域に入るため、ここを地目変更した後に、JAXA に所有権移転をする予定です。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 3 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 4 号 南種子町農業委員会規則、訓令及び告示における読点の表記を改める規則等の制定について、を議題にします。

事務局より、議案第 4 号の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第 4 号について、説明いたします。

資料 58 ページをお開きください。

議案第 4 号は、南種子町農業委員会規則、訓令及び告示における読点の表記を改める規則等の制定について、南種子町農業委員会規程第 7 条第 1 項第 11 号に基づき、南種子町農業委員会の議決を求めるものです。

南種子町における公用文の読点について、これまで鹿児島県の取り扱いに準じて、「、(カンマ)」を使用していましたが、鹿児島県が令和 8 年 4 月 1 日より、読点の表記を「、(テン)」に改めたことに伴い、南種子町においても、今後、使用する公用文の読点を「、(テン)」に改めるため、農業委員会に関する規則、訓令及び告示について、読点の表記を一括して改正

するものです。

なお、施行日は、公布の日から施行することとしています。

以上で、説明を終わります。ご承認方、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

ないようですので、これから、議案第4号の採決を行います。

議 長 原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議 長 これで、本日の日程は、全て終了しました。

議 長 以上をもちまして、第36回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。